

日の出町障害者活躍推進計画

機関名	日の出町 日の出町教育委員会
任命権者	日の出町長 日の出町教育委員会
計画期間	令和2年11月1日～令和7年10月31日（5年間）
日の出町における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日時点での日の出町及び日の出町教育委員会で合算した障害者の実雇用率は、法定雇用率2.5%を達成している。今後も障害のある職員の活躍のため、更なる体制整備が必要である。
目標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.54% 【評価方法】毎年任免状況通報により把握・進捗管理する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】毎年任免状況通報時、人事記録等を元に定着状況を把握・進捗管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員や職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を総務課職員係に設置する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用、任期の更新及び部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。